

# 「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2023に関する業務委託」 公募型プロポーザル募集要領

令和5年3月3日  
ウルトラ福島実行委員会事務局  
(福島県地域政策課)

## 1 目的

ウルトラマン等を活用したウルトラマンARスタンプラリー in 福島2023 (以下「本ラリー」という。)の実施に必要なスマートフォン用アプリケーションやWEBシステム (以下「アプリ等」という。)の開発、本ラリーの広報、ガイドブックやポスター等の制作・発送等、本ラリー実施期間中に各ポイント施設が行うその地域ならではの魅力発信等を効果的に行いながら県内各地ににぎわいを創出し、本ラリーを通じて交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。

本事業を円滑かつ効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。)を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2023に関する業務

### (2) 業務の仕様等

別記1「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2023に関する業務仕様書 (案)」 (以下「仕様書 (案)」という。) のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

### (4) 見積限度額

金26,218,000円以内 (消費税及び地方消費税を含む)

## 3 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署 (問い合わせ先) (以下「事務局」という。)

ウルトラ福島実行委員会事務局 (福島県企画調整部地域政策課内)

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 (本庁舎5階)

電話 024-521-7102 (直通)

メールアドレス tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp

## 4 スケジュール

| 項目        | 日程        |
|-----------|-----------|
| 募集公告開始    | 3月3日 (金)  |
| 説明会       | 3月8日 (水)  |
| 質問受付期限    | 3月10日 (金) |
| 参加表明書提出期限 | 3月16日 (木) |

|             |            |
|-------------|------------|
| 企画提案書等の提出期限 | 3月22日（水）   |
| 審査会         | 3月27日（月）   |
| 審査結果の通知     | 3月28日（火）以降 |
| 契約締結        | 4月上旬       |

## 5 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、ウルトラふくしま実行委員会ホームページ（福島県企画調整部地域政策課ホームページ内）からダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

## 7 説明会の開催

(1) 日時

令和5年3月8日(水) 16:00～

(2) 場所

福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室2

(3) 申込方法

説明会参加申込書(第1号様式)を下記メールアドレス宛に、電子メール(ファイル添付)で提出すること。

この場合、件名を「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2023に関する業務説明会申込」と入力すること。

・提出先メールアドレス: [tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp)

(4) 申込期限

令和5年3月7日(火) 午後5時

(5) 参加人数

1事業者2名までとします。

※ 説明会に参加しなくとも、プロポーザルに参加可能です。

## 8 質問の受付

募集要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり「質問書(第2号様式)」を提出することができる。

(1) 受付期間

令和5年3月3日(金)から3月10日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

下記メールアドレス宛に、電子メール(ファイル添付)で提出すること。

この場合、件名を「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島2023に関する業務質問書」と入力すること。

・提出先メールアドレス: [tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp)

※ 電話やFAXでは受け付けません。

(3) 回答

質問書に対する回答は、ウルトラ福島実行委員会ホームページ(福島県地域政策課ホームページ内)において随時公表する。

## 9 プロポーザル参加表明書の提出(必須)

本プロポーザル参加者は、以下の様式及び資料を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年3月16日(木) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

ア 事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

・提出先メールアドレス: [tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp)

・提出先FAX 024-521-7912

※ 電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨をお知らせください。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとしま

す。ただし、提出期限当日は午後5時までとします。

※ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付してください。

#### イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加表明書を提出しなかった者は、10に定める企画提案書の提出ができないものとする。

### (3) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（第3号様式）
- イ 県税の滞納がないことの証明書
- ウ 消費税または地方消費税の滞納がないことの証明書

## 10 企画提案書の提出方法（必須）

企画提案書は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年3月22日（水）午後5時（必着）

### (2) 提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出すること。

- ア 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。
- ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びファクシミリによる提出は認めない。

### (3) 提出書類

- ア 企画提案書及び工程表（任意様式でA4版とする）
- イ 事業者概要書（第4号様式）
- ウ 業務実施体制書（第5号様式）
- エ 見積書（任意様式でA4版とする）

※ 見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。

### (4) 提出部数

9部（ただし、(3)エは原本1部のみ提出してください）

## 11 10(3)に掲げる書類の作成に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- (2) 企画提案書は、仕様書（案）「4 業務内容（1）～（7）」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。
- (3) 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (4) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 12 プロポーザルに係る留意事項

- (1) 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 前5 で定める参加者資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加者資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ プロポーザル参加表明書を提出しなかった者による提案
- ウ 前10 で定める提出期限を過ぎて提出された提案
- エ 前2 で定める委託契約の上限額を超える提案
- オ 提出したプロポーザル参加表明書及び企画提案書が、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- キ 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があった場合
- ク その他本実施要領に違反すると認められる場合

## （2）複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

## （3）提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え又は再提出はできない。なお、提出書類は返却しない。

## （4）辞退

プロポーザル参加表明書を提出した者が、参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届出書（第6号様式）」を事務局に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

## （5）費用負担

参加に要する経費等は、プロポーザル参加者の負担とする。

## （6）その他

- ア 本プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された書類は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 1.3 プロポーザルの審査に関する事項

### （1）審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、県は（2）に記載する審査会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定する。

### （2）審査会の開催

- ア 日時  
令和5年3月27日（月）  
参集時間については、本プロポーザル参加者に別途通知する。
- イ 場所  
福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室2  
※ 新型コロナウイルスの状況等によりオンラインで開催する場合がある。
- ウ 方法

- (ア) 審査会への出席は3名以内とする。
- (イ) 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- (ウ) 審査会におけるプレゼンテーションの時間は、その後の質疑応答を含めて全体で30分間とする。
- (エ) 説明に際して用いることができる資料は、10(3)で提出した書類のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

エ 審査視点

提案の実現可能性、実施体制、スケジュール等を総合的に審査します。  
 主な審査項目は次のとおり。

| 審査項目               | 審査の着眼点  | 配点 |    |
|--------------------|---|----|----|
| 1 事業目的の理解度         | 本事業の趣旨を理解しているか。   | 15 | 30 |
|                    | 事業目的と提案内容は整合性がとれているか。   | 15 |    |
| 2 企画提案内容の計画性・実現可能性 | 県との綿密な連絡調整、ポイント施設等との円滑な調整を行うことができるか。  | 15 | 55 |
|                    | ・地域の魅力発信を効果的に行うことができるか。具体的な提案になっているか。<br>・広く県内全域に魅力を発信できる媒体を活用しているか<br>・事業目的やターゲット層にあった企画となっているか。 | 20 |    |
|                    | ・情報発信の内容がターゲットへの訴求力が高く、参加したいと思う魅力的なものとなっているか。<br>・情報発信の内容、回数等が、集客のための最大限の効果を上げる提案になっているか。         | 20 |    |
| 3 運営能力等            | 宣伝資材を制作・発送する体制が構築されているか   | 10 | 40 |
|                    | 公式ホームページ等の運営ができる体制か。  | 10 |    |
|                    | 過去5年間に類似業務実績があるか。   | 20 |    |
| 4 経費               | 事業費は適切か（予算の範囲内且つ提案企画内容に対し妥  | 5  | 5  |

|    |       |  |     |
|----|-------|--|-----|
|    | 当な額か) |  |     |
| 合計 |       |  | 130 |

### (3) 結果の通知等

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。なお、契約候補者にならなかった者は、結果の通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

ただし、審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

## 1.4 契約手続等

### (1) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が10(3)で提出した書類をもとに確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。委託契約候補者との協議が整わなかった場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

### (2) 委託契約の手続

事務局は福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

### (3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

### (4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後を原則とするが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払することができる。

### (5) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

## 1.5 公正なプロポーザルの確保について

(1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 16 その他

- (1) 本事業は、令和5年度福島特定原子力施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には事業内容を見直すことがある。

また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない

- (2) 本募集は、令和5年度に速やかに事業を開始できるようにするため、令和5年度予算の成立を前提として募集を行うものである。このため、予算が成立しなかった場合には、業務委託予定者の決定を含め本事業に係る全てを無効とする。

また、上記に伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。